

資料3-6 水質調査地点一覧（河川）

地 点 統一 番号	水 域 名	環境基準等地点名		類型及び 達成期間	指定年月日 (見直し年月日)
1-1	木曽川下流	横溝蔵	国土交通省中部地整	Aイ	S.45.9.1 (H.14.7.15)
2-1	鈴鹿川上流(1)	勧進橋	国土交通省中部地整	AAイ	S.45.9.1 (H.7.3.28)
3-1	鈴鹿川上流(2)	鈴国橋	国土交通省中部地整	AAイ	S.45.9.1 (H.7.3.28)
4-1	鈴鹿川中流	高岡橋	国土交通省中部地整	Aイ	S.45.9.1 (H.7.3.28)
4-51	鈴鹿川中流	中富田	国土交通省中部地整	(A)	S.45.9.1 (H.7.3.28)
4-52	鈴鹿川中流	庄野橋	国土交通省中部地整	(A)	S.45.9.1 (H.7.3.28)
5-1	鈴鹿川下流	小倉橋	国土交通省中部地整	Aイ	S.45.9.1 (H.7.3.28)
7-1	内部川(全域)	河原田橋	国土交通省中部地整	Aイ	S.45.9.1 (H.8.3.29)
8-1	朝明川上流	朝明橋	三重県	Aイ	S.45.9.1
9-1	朝明川下流	朝明大橋	三重県	Bイ	S.45.9.1
11-1	三滝川(全域)	三滝橋	四日市市	A口	S.45.9.1 (H.9.4.1)
11-51	三滝川(全域)	三滝水源	四日市市	(A)	S.45.9.1 (H.9.4.1)
12-1	員弁川(全域)	桑部橋	三重県	Aイ	S.45.9.1 (H.11.3.30)
12-51	員弁川(全域)	日の出橋	三重県	(A)	S.45.9.1 (H.11.3.30)
14-1	長良川下流	伊勢大橋	国土交通省中部地整	Aイ	S.46.5.25 (H.14.7.15)
15-1	揖斐川-4	伊勢大橋	国土交通省中部地整	A口	S.47.11.6
16-1	木津川-1	大野木橋	国土交通省近畿地整	Aイ	S.47.11.6
17-1	木津川-2	岩倉橋	国土交通省近畿地整	A口	S.47.11.6
17-2	木津川-2	島ヶ原大橋	国土交通省近畿地整	A口	S.47.11.6
17-51	木津川-2	長田橋	国土交通省近畿地整	(A)	S.47.11.6
18-1	志登茂川上流	今井橋	三重県	C口	S.48.3.23
19-1	志登茂川下流	江戸橋	三重県	Cハ	S.48.3.23
20-1	雲出川上流	両国橋	三重県	AAイ	S.48.3.23
21-1	雲出川下流	雲出橋	国土交通省中部地整	Aイ	S.48.3.23
21-51	雲出川下流	大仰橋	国土交通省中部地整	(A)	S.48.3.23
22-1	櫛田川上流	津留橋	三重県	AAイ	S.48.3.23
23-1	櫛田川下流	櫛田橋	国土交通省中部地整	Aイ	S.48.3.23
23-51	櫛田川下流	両郡橋	国土交通省中部地整	(A)	S.48.3.23
23-52	櫛田川下流	松阪東大橋	国土交通省中部地整	(A)	S.48.3.23
24-1	外城田川上流	大野橋	三重県	Bイ	S.48.3.23
25-1	外城田川下流	野依橋	三重県	C口	S.48.3.23
26-1	宮川上流	船木橋	三重県	AAイ	S.48.3.23
27-1	宮川下流	度会橋	国土交通省中部地整	AAイ	S.48.3.23 (H10.3.31)
27-51	宮川下流	岩出	国土交通省中部地整	(AA)	S.48.3.23 (H10.3.31)
28-1	勢田川(全域)	勢田大橋	国土交通省中部地整	Cハ	S.48.3.23
29-1	多度川(全域)	上之郷	国土交通省中部地整	Aイ	S.49.5.10
30-1	安濃川(全域)	御山荘橋	三重県	Aイ	S.49.5.10
31-1	五十鈴川上流	宇治橋	三重県	AAイ	S.49.5.10
32-1	五十鈴川下流	掘割橋	三重県	Aイ	S.49.5.10
33-2	加茂川(全域)	野畑井堰	三重県	Aイ	S.49.5.10
34-1	柘植川(全域)	山神橋	三重県	Aイ	S.49.5.10

地 点 統一番号	水 域 名	環境基準等地点名		類型及び 達成期間	指定年月日 (見直し年月日)
35－1	服 部 川 (全域)	伊賀上野橋	国土交通省近畿地整	A イ	S.49.5.10
36－1	久 米 川 (全域)	芝 床 橋	三 重 県	B ハ	S.49.5.10
37－1	比自岐川 (全域)	杵 川 橋	三 重 県	A イ	S.49.5.10
38－1	名 張 川 (全域)	家 野 橋	国土交通省近畿地整	A イ	S.49.5.10
38－51	名 張 川 (全域)	新 夏 見 橋	国土交通省近畿地整	(A)	S.49.5.10
38－52	名 張 川 (全域)	名 張	国土交通省近畿地整	(A)	S.49.5.10
39－1	赤 羽 川 (全域)	新 長 島 橋	三 重 県	AA イ	S.50.4.11
40－1	銚 子 川 (全域)	銚 子 橋	三 重 県	AA イ	S.50.4.11
41－1	矢 ノ 川 (全域)	矢 ノ 川 橋	三 重 県	AA イ	S.50.4.11
42－1	尾呂志川 (全域)	阿 田 和 橋	三 重 県	AA イ	S.50.4.11
43－1	中 ノ 川 (全域)	木 鎌 橋	三 重 県	B イ	S.51.4.16
44－1	阪 内 川 上流	中 部 大 橋	三 重 県	A イ	S.51.4.16
45－1	阪 内 川 下流	荒 木 橋	三 重 県	B 口	S.51.4.16
46－1	金 剛 川 上流	昭 和 橋	三 重 県	D 口	S.51.4.16
47－1	海 蔵 川 上流	海 蔵 橋	四 日 市 市	A イ	S.52.4.26
48－1	海 蔵 川 下流	新 開 橋	四 日 市 市	B イ	S.52.4.26
49－1	北 山 川	四 滝	三 重 県	AA 口	S.52.12.6
50－1	熊 野 川	熊 野 大 橋	国土交通省近畿地整	A 口	S.52.12.6
51－1	笹 笛 川 (全域)	八 木 戸 橋	三 重 県	B イ	S.53.3.31
52－1	岩 田 川 (全域)	觀 音 橋	三 重 県	B イ	H. 5.3.30
53－1	金 沢 川 (全域)	千代崎樋門	三 重 県	C ハ	H. 6.3.29
54－1	中 村 川 (全域)	小 川 橋	国土交通省中部地整	AA イ	H. 7.3.31
55－1	一 之 瀬 川 (全域)	飛 瀬 浦 橋	三 重 県	AA イ	H. 8.3.29
56－1	肱 江 川 上流	念 仏 橋	三 重 県	AA イ	H. 9.4.1
57－1	肱 江 川 下流	肱 江 橋	三 重 県	A イ	H. 9.4.1
58－1	安 樂 川 (全域)	和 泉 橋	国土交通省中部地整	AA イ	H.10.3.31
59－1	長 野 川 上流	水 源 地	三 重 県	AA イ	H.11.3.30
60－1	長 野 川 下流	長 野 橋	三 重 県	A イ	H.11.3.30
61－1	濁 川 (全域)	柳 原 橋	三 重 県	AA イ	H.12.3.31
62－1	大 内 山 川 (全域)	滝 辺 橋	三 重 県	AA イ	H.13.4.6
63－1	藤 川 (全域)	野 添 橋	三 重 県	AA イ	H.14.4.12
64－1	横 輪 川 (全域)	馬 渕 橋	三 重 県	AA イ	H.15.7.25
65－1	大 又 川 (全域)	藤 後 橋	三 重 県	AA イ	H.18.3.7
201－1	天 白 川 (未指定)	大 井 の 川 橋	四 日 市 市	—	—
202－1	宇 陀 川 (未指定)	安 部 田	国土交通省近畿地整	—	—
203－1	金 剛 川 下 流 (未指定)	河 口 St-1	三 重 県	—	—

(注) 1. 環境基準達成期間

「イ」は、直ちに達成する。

「口」は、5年以内で可及的すみやかに達成する。

「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成する。

「二」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

2. 類型欄の()書きは、環境基準指定水域内の基準点以外の測定点であることを意味する。(補足地点)

3. 類型欄の一線は、環境基準が未指定であることを意味する。(未指定地点)